

第 1 0 5 回川崎市都市計画審議会において市長へ答申が行われました

第 1 0 5 回川崎市都市計画審議会（会長 ^{おおさわまさはる} 大沢昌玄）が、令和 8 年 7 月 2 7 日（月）に開催され、川崎都市計画用途地域の変更（扇島地区）などの川崎市長が諮問した議案を、審議の結果、原案どおりに答申がなされましたので、お知らせいたします。

1 議案の概要

【都市計画議案】

（１）川崎都市計画用途地域の変更（扇島地区）

扇島地区は、「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想」において、「工業・物流エリア」に位置づけられており、既存の生産機能の高度化・高付加価値化や研究開発機能との融合による新たな産業の立地を促進するとともに、京浜港の一翼を担う川崎港の港湾・物流機能を活かした複合的な土地利用を適切に誘導することとしております。

「川崎都市計画都市再開発の方針」では、２号再開発促進地区に位置づけ、カーボンニュートラルの実現と同時に次代の柱となる新たな産業の創出を図るなど、川崎臨海部の長期にわたる持続的発展につなげ市民生活を支えるとともに、我が国の課題解決に資する効果的な大規模土地利用転換の実現をめざすこととしております。

また、川崎臨海部における地域の持続的な発展に向けた土地利用を推進していくため、令和 5 年 8 月に「ＪＦＥスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針」を策定し、早期の土地利用転換が可能と考えられるエリアを扇島地区全体の開発の先導エリアと位置づけ、取組を進めることとしております。

さらに、令和 6 年 5 月にＪＦＥホールディングス株式会社と扇島地区先導エリアの整備推進に関する協定を締結し、令和 6 年 1 1 月の川崎港港湾計画の改訂を踏まえ、港湾法に基づく分区を工業港区から商港区に変更することを予定しています。

本案は、ＪＲ川崎駅の南東約 6 km に位置する扇島地区先導エリアの一部について、川崎臨海部の持続的発展に向けた取組を推進することをめざし、港湾法に基づく分区の変更に併せて、扇島地区の区域面積約 3 3. 1 ha について、工業専用地域から商業地域へ用途地域を変更しようとするものです。

※ 2 号再開発促進地区…計画的な再開発が必要な区域を含む一体の市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000186847.html>)



(2) 川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（扇島地区）

本案は、J R 川崎駅の南東約 6 km に位置する扇島地区先導エリアの一部について、川崎臨海部の持続的発展に向けた取組を推進することをめざし、扇島地区の区域面積約 33.1 ha について、用途地域の変更に併せて、防火地域及び準防火地域を変更しようとするものです。

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000186851.html>)



2 今後の手続

都市計画議案（1）～（2）について、令和 8 年 7 月中に、都市計画変更の告示を行う予定です。

問合せ先

川崎市まちづくり局計画部都市計画課 町井

電話 044-200-2710（内線 35701）